

意見書

平成 16 年 6 月 8 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

ゆうびんばんごう
郵便番号 103-0015
とうきょうとちゅうおうく^{にほんばし}はこざきちよう
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1
そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンクBB株式会社
だいいょうとりしまりやくしゃちよう ^{そん まさよし}
代表取締役社長 孫 正義

「平成15年度電気通信事業分野における競争状況の評価(案)」に対する意見募集
に対して意見提出された内容に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「平成15年度電気通信事業分野における競争状況の評価(案)」に対して意見提出された内容に関する意見

1. ブロードバンド市場を単一視せず、個別市場の評価もすべき
(別添資料 5 頁の 2-1,2-2 欄に該当する反論)

NTT 東西から「ブロードバンド市場について評価する際には、市場を細分化せず、全体を大括りに捉えたうえで総合的に勘案して評価することが必要」という意見が提出されているが、ADSL 市場や FTTH 市場といった個別市場の評価は必要ないと主張しているようにもみえる。

ADSL、FTTH、CATV の各々の市場は最終利用者からみて代替的なサービスであるとの意見には賛成だが、各々の市場の中でも熾烈な競争が行われている。ブロードバンド市場の全体的な評価とともに、個別市場の評価が必要である。

特に FTTH は今後主流になる可能性があり、その競争状況は FTTH 市場として捉えなければ分析できず、また FTTH に関する規制の在り方も適切に判断できない恐れがある。

2. NTT 東西の光ファイバ規制の開放義務は継続すべき

(別添資料 16,17 頁の 3-11,3-12,3-13<事業者間取引関連>、及び別添資料 31,32 頁の 3-38,3-39<光ファイバに関する規制>に対する意見)

報告書(案)においては「事業者間取引を分析する場合についても、事業者間の取引の場として市場画定を要する場合がある」(125 頁)として、事業者間市場のイメージ図(126 頁)が掲載されている。しかし、他社も指摘している通り最終利用者向けサービスと、事業者間取引の対象となる回線設備が正確に対応しておらず、誤解を招く恐れがある。

最も大きな問題は加入者系光ファイバと FTTH サービスが 1 対 1 の対応となっている点である。既に敷設された加入者系光ファイバの多くは電話サービスのために整備されたものである。これら電話サービスのために敷設された加入者系光ファイバが FTTH サービスに利用される場合には、他事業者が利用する場合も NTT 東西が自ら利用する場合と同等の条件でなければならない。NTT 東西は光ファイバ設備の開放規制は必要ないと主張しているが、このような既存の光ファイバが FTTH サービスに利用されている現状などについても分析、評価することが必要である。

また今後新たに光ファイバを敷設することについても、報告書(案)で「(他事業者が電柱・管路の)利用が可能な場合でも使用料を負担して新たに大規模にネットワークを構築してなお採算のとれるビジネスモデルの成立には懐疑的にならざるを得ない」(266 頁、第三章第四節 4(3))と述べられている通り膨大な投資が必要であり、他事業者が自ら敷設してFTTH市場に参入することは現実的に困難である。また電柱・管路を自ら所有するNTT東西と、自ら電柱・管路を所有せずNTT東西や電力事業者から借りざるを得ない他事業者では敷設条件に著しい不公平が存在する。よって光ファイバ設備については、引き続き開放規制は不可欠である。

3. NTT東西のレバレッジについて更に分析すべき

(別添資料 20-22 頁 3-22,3-23,3-24 に対する賛成意見)

ケーブル・アンド・ワイヤレス・アイディーシー株式会社他が述べているとおり、本報告書(案)ではレバレッジ問題に対する視点がやや欠けていると思われる。総務省の「電気通信事業分野における競争状況の評価について 基本方針(案)」(平成15年10月)の中で「別の市場で支配力を有する事業者により内部相互補助、情報の目的外利用等が外から市場の競争を阻害する可能性もある」とした上で、「競争状況の分析では、当該他市場からのレバレッジが働いているか、働いているとすればそれはどう働いているかといった点を分析する」(39 頁、4-3(3)支配力の梃子)と明記されているように、本報告書(案)では以下の具体的な分析が必要である。

①レバレッジの存在の有無、その働き方

- ・ 固定電話市場に係る顧客情報及び営業力を、ADSL や FTTH などの他市場の営業に使用していないか
- ・ またその使用に関して公正競争上問題がないか

②レバレッジを抑止するために有効な制度が整備されているか

4. 光ファイバにはボトルネック性がある

(別添資料 31 頁の 3-38 欄に該当する反論)

NTT西日本は、「『複数』の事業者が光ファイバ網敷設に積極的に投資を続けているということは、光ファイバ設備にはいわゆる『ボトルネック性』が存在しないことの証左であり、『ボトルネック性』を根拠とする設備開放規制はそもそも必要が無いと考えます。」と述べている。しかし、「『複数』の事業者が光ファイバ網敷設に積極的に投資を続けている」ことは「光ファイバ設備に『ボトルネック性』がない」ことの論拠ではない。何故なら、『複

数』の事業者といっても現実に自ら光ファイバを敷設しているのは、敷設するために不可欠な基盤設備である電柱・管路を有する東西 NTT と電力系事業者、及び一部の事業者のみであり、それをもって『ボトルネック性』がないとはいえない。

すなわち、電気通信分野における新規参入のための規制に関して、ある設備が「ボトルネック性」を有するのは、「不可欠性及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ない」場合であり、NTTおよび電力系事業者以外の電気通信事業者が公正な競争条件のもとに、自ら光ファイバを敷設して光ファイバ事業に新規参入することは現実には不可能であることから、光ファイバ設備はこの条件に当てはまるものであり、明らかにボトルネック性を有している。

従って、ボトルネック性を根拠とする設備開放規制が必要なことは言うまでもない。

5. 光ファイバの開放規制は、NTT東西に他社のリスクまでを負わせるものではなく、またNTT東西の投資インセンティブを阻害するものでもない
(別添資料 31 頁の 3-38、3-39 欄に該当する反論)

① NTT東日本は、光ファイバの設備開放規制は「利用ベースの他社のリスクまでも当社が負う仕組み」(3-39 欄)と述べている。この記述は、「光ファイバの設備開放規制がなくなれば、NTTが負っている利用ベースの他社のリスクがなくなり、その分リスクが軽減できる」と解することができる。しかし、この考えは他事業者の参入を阻害するための理論にしかすぎず、むしろ他事業者にも積極的に賃貸した方が投資の回収が進み、投資リスクを軽減できることになると考えられる。

② NTT西日本は、「現在の通信規制下においても、弊社が光ファイバ設備に積極的に投資している理由は、FTTH で電力系事業者との激しい設備ベースの競争が存在することに加えて、競争評価(案)も指摘のとおり、ADSL・CATV インターネットとの激しいメディア間競争が存在する中で、弊社のみが設備開放義務を課せられており、自ら設備を構築する以外に競争に対応する手段がないからであり、必ずしも『投資インセンティブが上手く働いているから』というものではありません。」(3-38 欄)と述べている。

この記述は、FTTH におけるNTT西日本と電力系事業者との競争、及びメディア間競争が投資のインセンティブになっていること、即ち競争状況にあることによって『投資インセンティブが上手く働いている』ことを示したものである。

投資インセンティブが働くようにするのは、光ファイバの設備開放規制をなくすことではなく、需要を喚起することである。そのためには、設備開放ルールによって参入しやすくなった環境の下で、複数の事業者がFTTHサービスを提供し、例えば映画、音楽などを高画質・高品質に配信するビジネスが多数誕生してくるなどによって光ファイバの需要を喚起することである。

このように光ファイバの設備開放ルールが、新規参入を促し、事業者間の健全な競争を育むことになると考えられる。

6. 電柱・管路の利用に関する公平性の分析・評価が必要

(別添資料 34 頁の 3-43、3-45、3-46、3-49、3-53 欄に該当する反論)

電柱・管路の利用について、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」等により全ての事業者に対して公平であるとの意見が提出されている。しかし、このガイドラインは、電柱、管路、とう道、ずい道等を電気通信事業者が借りる場合に設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を取りまとめることにより、事業者による線路敷設の円滑化を図るために、貸す側と借りる側の間のルールを規定したものであり、公正競争の観点からNTT東西も含む全ての電気通信事業者が公平に電柱・管路等を利用できる環境を規定したのではない。

FTTH について、電話事業及び電力事業のために構築された電柱・管路といった線路設備を有し、さらにそれを利用して敷設した大規模な光ファイバを既に有しているNTT東西および電力事業者に対抗して、その他の事業者が自ら光ファイバを敷設し設備ベースの競争を行うことは、光ファイバ敷設に必須の電柱・管路の利用の面からも現実には不可能である。電柱・管路の利用に関する公正な競争条件に関して、次に述べるような点を十分調査・検討することが必要である。

- ① NTT東西および電力事業者は電柱等の相互利用について契約を交わしていると思われるが、光ファイバ添架ポジションの確保や電柱使用手続き及び敷設に要する期間などの面で、他の電気通信事業者が著しく不公平になっているのではないか。
- ② ケーブルを河川・道路横断させる場合に、NTT東西および電力事業者に比べて他事業者が許可を得ることは極めて難しく、現実には既に横断している管路を有するNTTまたは電力会社から借りざるを得ないのではないか。
- ③ 他事業者が電柱・管路を利用する場合に、手続きの面で自ら電柱・管路を有するNTT東西および電力事業者が敷設する場合に比べて不公平になっていないか。
- ④ NTT東西および電力事業者は既に設置しているメッセンジャー・ワイヤを用いて、比較的容易に新たな光ファイバを敷設することができるが、他事業者は新たにメッセンジャー・ワイヤを設置しなければならず著しく不公平になっているのではないか。

－ 以上 －